

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第5号に掲げる固定式刺し網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	一枚網漁業（あじ底刺し網漁業）	(略)	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(略)	(略)	(略)
	一枚網漁業（このしろ底刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	
	一枚網漁業（がごみ底刺し網漁業）	0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）			敦賀市と美浜町の境界、同境界より真方位315度の線と三方上中郡御神島北端から真方位43度の線（南条郡金華山頂上と三方上中郡御神島北端を結ぶ線）との交点、同線と美浜町と若狭町の境界から真方位300度の線との交点、同境界を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域（5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1000メートル以内の大グリの海域を除く。）ただし、共同漁業権内及び定置漁業の保護区域内を除く。	7月1日から12月31日まで	美浜町のうち美浜地域、日向地域に住所を置く者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：1隻）			大飯郡おおい町と高浜町の境界、同境界から真方位0度1,000メートルの点、大飯郡高浜町今戸の鼻を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、共同漁業権内及び定置漁業の保護区域内を除く。	7月1日から翌年3月31日まで	高浜町のうち和田地域、高浜地域に住所を置く者
		14（許可または起業の認可を受けている船舶の数：14隻）			大飯郡おおい町鋸崎と小浜市松ヶ崎突端を結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域 ただし、共同漁業権内および養殖施設の周囲100メートル以内の海域を除く。	7月1日から10月31日まで	小浜市、おおい町に住所を置く者
	一枚網漁業（めばる類刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)
	一枚網漁業（いしがれい類刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)
	一枚網漁業（うしのした類刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)
	三枚網漁業	(略)			(略)	(略)	(略)